



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

818	平成23年度自衛官募集	(市町村課).....	1
819	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	3
820	〃	(〃).....	3
821	〃	(〃).....	4
822	特定病院の認定	(障害福祉課).....	4
823	応急入院指定病院の指定	(〃).....	4
824	障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更	(〃).....	5
825	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	5
826	公共測量の実施	(技術調査課).....	6
827	公有水面埋立ての免許の出願	(港湾空港振興課).....	6

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	7
	〃	(〃).....	7

告 示

和歌山県告示第818号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成23年度募集について、次のとおり告示する。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目及び採用時期

(1) 募集種目

自衛官候補生

(2) 採用時期

平成24年3月下旬から4月上旬まで

2 試験期日、試験場及び試験種目

(1) 3・4月要員（男子）

試験期日	試験場	試験種目
平成23年9月7日（水）	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成23年9月12日（月）	和歌山市	
平成23年9月20日（火）	田辺市	
平成23年9月24日（土）	和歌山市	
平成23年9月28日（水）	和歌山市	

*平成24年3月に高等学校及び中等教育学校卒業予定者については、平成23年9月20日（火）から実施とする。

*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。

(2) 3・4月要員（女子）

試験期日	試験場	試験種目
平成23年9月26日（月）	和歌山市	1 筆記試験 （国語、数学、社会及び作文） 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

3 受付期間

(1) 3・4月要員（男子）

それぞれ試験期日の前日まで

(2) 3・4月要員（女子）

平成23年8月1日（月）から同年9月9日（金）まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しない者

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 志願手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山一丁目15-25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票2通（うち1通は複製可）及び受験票を（1）の機関へ提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した（1）の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。
なお、併せて薬物検査を実施する。

和歌山県告示第819号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年9月6日まで縦覧に供する。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年7月6日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山口腔ケア&摂食・嚥下研究会

3 代表者の氏名

藤原啓次

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市北新戎ノ丁25番地

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して、和歌山県下における口腔、摂食、嚥下障害のある方を支援すること、口腔・摂食・嚥下障害に関わる関係機関と連携しネットワークを整備すること、また、口腔・摂食・嚥下障害の教育・研究及びリハビリテーション支援の普及と向上を図ることを目的とする。

和歌山県告示第820号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年9月7日まで縦覧に供する。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年7月7日

2 名称

特定非営利活動法人きらめき紀の川

3 代表者の氏名

藤上和男

4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市新在家163番地

5 定款に記載された目的
この法人は、紀の川の環境保全を図り、この豊かな川の恵みを未来永劫享受できるよう、多様な連携による、共同事業を推進することを目的とし、紀の川流域住民の生活に寄与する。

和歌山県告示第821号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年9月12日まで縦覧に供する。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成23年7月11日

2 名称

特定非営利活動法人全日本剛柔流空手道空友会

3 代表者の氏名

平野脩

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市六十谷377番地の3

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民を対象に空手道の普及・発展及び親睦を図る事業、国際親善事業を行い、空手道を通じて健全な青少年の育成並びに健全なる心身の鍛練と人材の育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第822号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特別措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	認定期間
紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25-1	平成23. 4. 23～平成26. 3. 31
和歌山県立こころの医療センター	有田川町庄31	平成23. 7. 1～平成26. 6. 30

和歌山県告示第823号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定した。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	指定期間
医療法人郷の会 紀の郷病院	九度山町九度山113-6	平成23. 4. 1～平成26. 3. 31

和歌山県立こころの医療センター	有田川町庄31	平成23.4.1～平成26.3.31
国保日高総合病院	御坊市菌116番地2	平成23.4.1～平成26.3.31
紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25-1	平成23.4.1～平成26.3.31

和歌山県告示第824号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3031800018	きのかわ福祉障害児者相談支援事業	事業所の所在地	岩出市根来1557	岩出市宮71-1	平成23.7.1

和歌山県告示第825号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパーエバグリーン直川店
和歌山県和歌山市直川274番1 他

2 意見の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組む周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

また、ごみ置場の設置に当たっては適正な規模を確保するとともに、収集時に効率的な作業が行えるよう設置場所に関しても配慮してください。

(2) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努めてください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

(3) 建築基準法及び建築基準関係規定、関係条例については遵守してください。省エネ法、和歌山県福祉まちづくり条例、和歌山市中高層建築物指導要綱等についても適用がある場合は届出等が必要となるので留意してください。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成23年7月26日から同年8月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第826号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき新宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(固定資産課税資料作成)
- 2 作業期間 平成23年6月30日から平成23年12月22日まで
- 3 作業地域 新宮市全域

和歌山県告示第827号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山下津港湾事務所及び和歌山市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成23年7月26日

和歌山下津港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から8の地点までを順次に結んだ線、8の地点と9の地点を結ぶ平成21年7月30日付け和歌山県指令20港振第688号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D.L. + 1.60mにより決定)及び平成23年の春分の満潮位(D.L. + 1.90m)における公有水面と紀ノ川左岸背割堤との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3848秒

東経 135度08分32.4433秒

- 1の地点 基点から68度35分23秒 1,393.63mの地点
- 2の地点 1の地点から142度27分23秒 6.99mの地点
- 3の地点 2の地点から232度27分23秒 0.64mの地点
- 4の地点 3の地点から142度27分23秒 4.21mの地点
- 5の地点 4の地点から232度27分23秒 123.62mの地点
- 6の地点 5の地点から236度09分56秒 88.24mの地点
- 7の地点 6の地点から239度36分26秒 117.37mの地点
- 8の地点 7の地点から245度56分56秒 0.61mの地点
- 9の地点 8の地点から338度53分54秒 12.48mの地点

(3) 面積

3,569.09m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

紀ノ川左岸背割堤の地内並びに和歌山市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とワの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3848秒

東経 135度08分32.4433秒

イの地点 基点から67度23分23秒 1,426.94mの地点

ロの地点 イの地点から142度27分23秒 70.74mの地点

ハの地点 ロの地点から232度27分23秒 165.60mの地点

ニの地点 ハの地点から236度10分02秒 90.70mの地点

ホの地点 ニの地点から239度36分26秒 126.64mの地点

への地点 ホの地点から335度56分56秒 71.58mの地点

トの地点 への地点から62度56分51秒 35.98mの地点

チの地点 トの地点から60度14分50秒 38.76mの地点

リの地点 チの地点から58度12分11秒 73.12mの地点

ヌの地点 リの地点から56度20分14秒 25.31mの地点

ルの地点 ヌの地点から54度43分34秒 22.18mの地点

ヲの地点 ルの地点から53度18分43秒 73.70mの地点

ワの地点 ヲの地点から51度44分25秒 56.46mの地点

(3) 面積

25,902.99m²

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

平成23年6月28日

公 告**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画下水道(背戸川都市下水路)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画下水道（小泉都市下水路）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課